

## 考査基準

### 1. 業務を総括する監督員考査基準

#### (1) 考査方法

業務を総括する監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

#### (2) 評定点範囲

採点表（業務を総括する監督員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

### 2. 監督員及び業務委託検査員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。  
（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

### 3. 事故等による減点等

#### (1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者（受注者）に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として15点まで減点することができる。

別表－1 受託者（受注者）に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	1ヶ月以内の入札参加停止	1ヶ月を超える入札参加停止
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

#### 【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 委託者（発注者）の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託、請負を行った。
- ・ 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。

- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

#### (2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果物に、受託者（受注者）の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２を参考として２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、さいたま市設計業務等成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第７に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定の修正を行うものとする。

別表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

#### (3) 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用について」（平成 19 年 10 月 5 日付け国地契第 34 号、国官技第 172 号、国営整第 84-4 号、国土用第 14-5 号）記 5 の規定により成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表－３を参考として 10 点まで減点することができる。評定要領第 7 に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第 3 に定める設計業務等完了検査調書においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表－３ 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

区 分	調査対象者の故意又は重大な過失による虚偽説明等の場合
考 査 点	－１０点

#### (4) 業務コスト調査における虚偽説明等による減点

「業務コスト調査について」（平成 20 年 3 月 31 日付け国地契第 75 号、国官技第 323 号、国営整第 179 号、国土用第 59 号）記 5 の規定に基づき成績評定点を減点する場合は、当該

業務の総合評定点に対して、別表－４を参考として１０点まで減点することができる。また、この場合評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第３に定める設計業務等完了検査調書においては、「その他（業務コスト調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表－４ 相当の理由なく期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

区 分	調査票等に一部記入ミス <sup>(注1)</sup> があるとき	調査票等に多数記入ミス <sup>(注1)</sup> があるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合
	調査票等に軽微な不備 <sup>(注2)</sup> があるとき	調査票等に一部不備 <sup>(注2)</sup> があるとき	相当の理由なく期限内に調査票等の提出がないとき
考 査 点	－３点	－５点	－１０点

(注１) 業務コストに影響を与えない軽微なミスは含まない。

(注２) 調査票等の不備とは、提出期限を過ぎても提出すべき調査票等が揃っていない状態をいう。

#### ４．総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考査項目		業務評定
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画 ２０
	実施状況の評価	執行計画 ５
		品質管理 ２０
		業務特性 １０
		創意工夫 ４
	説明調整能力の評価	説明調整能力 ６
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 ５	
結果評価		成果物の品質 ３０
合計		１００